第23号 平成24年12月1日号

# 消費生活センターだより 暮らしのスクラム



# 強引な訪問買い取りに注意!



(事例) 「不用品を高く買い取る」「古い着物を買い取ります」と突然業者が訪問してきた。古い着物を買い取ってもらおうと家に入れると「貴金属しか買い取れない」と言って帰ってくれないので、仕方なく指輪など宝飾品を何点か売ってしまった。なんとか取り戻したい。

業者が訪問する形態でも、買い取りの場合は一方的には解除はできません。契約は慎重にしましょう!

## 強引な訪問買い取りに初めて法規制!

(平成24年8月「特定商取引法」改正。平成25年2月までに施行。 現時点ではまだ適用されないので、買い取りの必要がなければ、きっぱり断りましょう!)

クーリング・オフ・・契約書面交付から8日間は無条件で解除できる

不招請勧誘の禁止・・客から頼まれていないのに訪問する事を禁止

再勧誘の禁止・・・・断っている客に再度勧誘する事を禁止

書面の交付義務・・・申込み書面の交付義務

勧誘同意を得るべき義務・・勧誘を受ける意思の確認義務

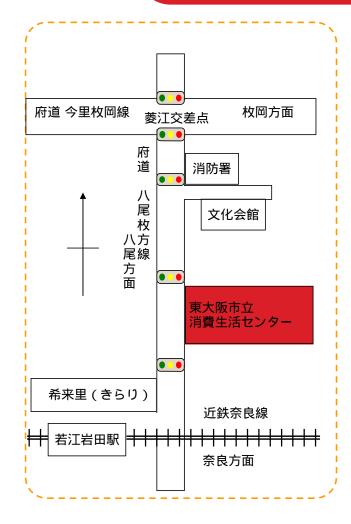
訪問買い取りは消費者が売り手になる契約なので救済が困難でした。 クーリング・オフなどの適用は法施行日 以降の契約に限られますので、駆け込みの勧誘に注意しましょう。



発行:東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください!

## 消費生活センターご案内



## 消費生活相談窓口は

電話番号

072 - 965 - 0102

受付時間

午前9時30分~午後4時まで (土・日・祝日を除く)

来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

〒578-0941 **東大阪市岩田町5丁目7番36号** 

東大阪市立消費生活センター

TEL 072-965-6002(事務所) FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

## 交通 ...近鉄奈良線若江岩田駅下車 徒歩5分

#### ... 相談窓口ではこんなことをしています ...

消費生活についての苦情や相談を受け付け、情報の提供や助言をし あなたと共に考え、解決するためのお手伝いをします。

### 自主交渉の助言

消費者がご自分で解決できる方法を助言します

#### 苦情処理のあっせん

契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。 専門機関の紹介

センターでお受けできない相談は専門機関へのご紹介をいたします。 消費生活にかかわる情報提供など

### 消費生活センターでお受けできない相談

・事業者からの相談 ・ 個人間のトラブル ・ 行政への苦情 ・ 損害賠償の請求



土曜・日曜の相談窓口

<u>土曜日</u>…(社)日本消費生活アドバイザー·コンサルタント協会 **☎06-4790-8110** 

**日曜日**...(社)全国消費生活相談員協会 **206-6203-7650**